

》Lex Mercatoria《 研究・断章

田 中 正 義

I

周知のように、中世時代に於ては、「商人」とは、常に專業的なる大商人を指して謂うに止まらず、汎く一般に売買——購買並びに販売に関係する所の者すべてを指して謂った。今日でも桶屋・靴屋・パン屋その他多くの者がそうである様に、中世の総ゆる親方職人は彼の仕事に必要な原材料——例えばパン焼職人(*pistor*; baker)における・製粉工(*molendinarius*; miller)の手に成る所の小麦粉のごとき——を購買し、彼の手仕事の結果たる生産物——例えばパンのごとき——をその店舗もしくは売店(商品陳列台)に於て需要者—顧客に販売したのである。その意味においては、此の時代、本来的には、商人と手工業者とのあいだには、なお劃然たる境界線は未だ存在しなかったと言うことを得よう。第11世紀、1086年のイングランドのほぼ全国的な調査 surveyの公記録—“Domesday Book”に於ける Cheshire 州の首都 Chester 市に就いての記述——同市の司教(*episcopus*)の其の徴収権を有する所の慣習的貢租(*consuetudines*)に関する記述に現われる、いま一駄の荷を携えて(*trusellum deferens*) 当市に[行商人として]入り来った所の商人(*mercator superveniens in civitatem*)は、元来まさしく斯かる意味での商人——その性格が本来手工業者=職人である所の商人、であったと考えられる¹⁾。また、第12世紀、Henry I の治世年間1110年の頃と、次代の王 Stephen の治世年間1148年とに夫々成立を見た、2部から成る所謂“Winton Domesday”の「第2部」は、いま第12世紀中葉1148年現在、Hampshire州の首都にして同時に当代イングランド王国の首都たりし此処 Winchester 市に、48職種、123人の職業人の存在したることを明らかならしめて居るのであるが、その場合、一部毛織物商人(*mercator*)・高級服地商(*mercarius*)・服地商(*drapier*)・葡萄酒商人(*vintarius*)ら合計6名の者を除いて爾余の117名の者の大多数も亦、斯かる意味での手工業者=商人であったと思われるのである。——例えば、当時この市の手工業者・商人社会の中堅層の一翼を形成せる総計25名の食品関係の各種手工業者中いま5名を算えた所の屠畜業者(*carnifex*)に就いて之を見るに、当時この市には其処に6箇所の屠殺場(*scamella*)と8箇所の商品陳列台(*etal*; *stal*)との存したことが此の「第2部」の記述全体を通じて確認せられるのであるが、是れら両施設は孰れもいま屠畜業者の存在と深く係わりを有ち、屠畜業者に依って屠殺場に於て屠られた所の牛・羊・山羊とりわけ豚のごとき家畜の皮または肉が、今や街路に面して立てる所の商品陳列台に於て生皮 *hide* または食肉 *meat* として皮鞣職人(*taneator*; tanner)又は一般都市民の需要に対して供給・販売せられたのであって、その間、屠殺場・商品陳列台両施設の利用=占有の主体たる所の者は一貫して本来手工業者たる所の屠畜業者に他ならなかったと考えられるのである²⁾。——

因みに、 \gg carnifex \ll は、近代英語では‘butcher’に当り、butcherは通常肉屋と訳されるのであるが、彼は狭義の商人の肉屋たるまえに先ず以て屠畜業者なる手工業者であったのである。

然るに、概略以上之を述べたるが如く、その初め、多数の小商人(petty dealers)=手職人(craftsmen)をも含めていま何らかの形で購買・販売の事に関与したる者総てを包括的に指称せる、此の「商人」なる名辞は、中世末期の第15世紀、近世初期の第16世紀の頃ともなれば、爰に専ら再販売(resale)のための購買をその業務と為す所の者、すなわち今や手職人=手工業者の基本的な独立小生産者の性格を喪失せる所の専門的な小売商人(retailers)、とりわけ卸売商人(wholesalers)に対して、すぐれて是れが適用せられることとなって、最早純然たる手職人=手工業者たちはその内には含まれざることとなるのである。Companies of Merchantsに於ける‘merchant’はまさしく此の意味の商人に他ならない。而して、此の「商人」なる名辞は、その後その意義を三たび変転せしめて、かのStaplers, Merchant Adventurersに依って代表せられるがごとき、専ら手広く取引に従事する所の、大商人=卸売商人に限って此の名辞が適用せられることとなるのである³⁾。

然し乍ら、以上の3段階に亘るところの「商人」なる名辞の意義の変遷の全過程を今巨視的に透視してみるならば、我々は、上記の第1段階から第2段階への推転の動向は、中世末期の第15世紀を俟たずして、早くも中世中期—第12~3世紀に於て胚胎しつつあった事を知るのである。而して、このことの法的表現こそが本篇において我々の取り上げんとする所の研究主題— \gg Lex Mercatoria \ll [Law Merchant]の出現、是れに他ならない。

II

かつてMaitlandは、実質的に彼の単独著作に成れる〈Edward I以前の英法史〉に於て、次の如く述べたことがある、——「商慣習法」(‘the law merchant’)は、第13世紀末以前に、既にCommon Lawから独立=分離せる一群の法規(rules)を形づくるものと考えられていた。然し乍ら、夫れは、商人たちのための特別法(special law)と言わんよりは諸々の商行為(mercantile transactions)に関する特別法であったように思われる。而して、夫れは、主として、証拠(evidence)に関する諸法規、売買(sales)その他の契約(contracts)に際し供与せらるべき証拠物件(proof)に就いての諸法規、割符(tally)また手附金(God’s penny)の法的価値に関する諸法規、と今日称ばれて居るものから成立っていたと思われるのである。例えば、商慣習法は、或る「手附金」(‘earnest’)の効果に就いて一定の見解を採り、コモンローはまた別の見解を採

1) Domesday Book, seu Liber Censualis Willelmi Regis Angliae, ed. by Abraham Farley (2 vols.; Record Commission, 1783), Vol. I, folio 213. なお、拙稿「中世市場についての一考察」(「立教経済学研究」第42巻第3号)60ページ、参照。

2) 拙著『イングランド中世都市の展開』(刀水書房, 1987年), 223, 226-7, 230, 233 ページ、参照。

3) Cf. Charles, Gross, *The Guild Merchant: A Contribution to British Municipal History* (2 vols.; Oxford, 1890), Vol. I, p. 157.

る、と云った如くである。此れらの商行為に関する特別なる諸法規(special mercantile rules)は、特に商人たちに既に知られて居るものと考えられていた。斯くて、大市(fairs)並びに週市(markets)の裁判所(courts)に於ては其処に集える商人たちは当該法の宣言を行って居るし、また Edward II 時代 [1307-27] には 12 人の商人たちが「商慣習法」(‘lex mercatoria’) 中の疑義の存する箇所に就いて[中央の]王座裁判所(King’s Bench)に於て証言をなすべく[国中の]四つの都市(cities)の各々から証人として召喚せられて居るのである。もちろん、此れらの[商行為に関する]諸法規は、純イングランド的な法(purely English law)であるとは考えられない。夫れらは、[当時]キリスト教世界全体を通じて商人たちに知られて居たところの、一つの「諸民族の法」(*ius gentium*)であった、と言うことを得よう。』と⁴⁾。

次いで、Holdsworth は、また、曰っている、——初期の商慣習法(Law Merchant)には近代法典における海法(maritime law)と商事法(commercial law)とがその内に含まれていた。此れらの海法と商事法とのあいだには夫れらの歴史の極初期から密接・不可分なる関係が今日に至る迄存在している。即ち、此れらの法は、共に、中世時代に於て、その異邦人(alien)たると本国人(subject)たるとを問わず、[民族]共同体の爾余の者からは截然と区別せられた一階層を形づくった所の、商人に対して特に適用せられたものであって、両法は、共に、一つの明確なる階層[一商人層]の慣習法を遵守することから、おなじような仕方では発達を遂げ、共に、普通裁判所(ordinary courts)とハッキリ区別せられた所の、同一の裁判所に於てか或いは類似の裁判所に於て、管掌(administer)せられたのである。即ち、両法は共に一般法(common law)からは区別せられたのである。斯くて、両法は中世時代に於ては本来或る超民族的な性格(an international character)を具有して居たのであって、此の超民族的性格をば両法は共にその後近世に至るまで保持し続けたのである、と⁵⁾。而して、もと大陸フランスの大西洋岸なる Oléron 島のコミュニヌの地方的な慣習法にその源を發して、第14世紀 Edward II 時代にイングランドに取り入れられ、同世紀中葉成立を見る『海事裁判所の黒書』(The Black Book of the Admiralty)中に竟に書き込まれるに到った所の、海法のことは此処に姑く措くとして、商事法に就いて Holdsworth の曰う所を更に聴けば、彼は次のように述べて居るのである。——恐らくヨーロッパに於ては、第9、第10世紀の世路艱難を極めた時代に商人たちは恒に或る特別なる市場法(a special market law)を有して居たことであろうが、第11、第12世紀商業が盛大に赴き、今や大なる商業都市の勃興を見ると共に、商人たちの法(the law of merchants)はその発達を大いに助長せられて、夫れは忽ちより明確、且つより精緻なるものに発展して行った。その際、商慣習法(law merchant)の初期の歴史上その原初的な典拠となった所のは、イタリアの法学者たちが蒐めた所の此の地に於ける商慣習(mercantile custom)の集成であって、夫れらの集成は、その後ヨーロッパの爾余の国々の商人たちの諸慣習(usages)が多かれ少なかれ夫れに近似せるものとなる傾向を示す所の其のモデルとなったものであった。もちろん、個々の慣習は場所に依って千差万別ではあったが、併し週市(markets)或いはまた大市(fairs)の

諸法(laws), すなわちボーロウ内の特殊商事裁判所(the specially mercantile courts within the boroughs)に依って管掌せられた所の法が, 普通法(ordinary law)とは異なる所の, 一つの特特殊なる商慣習法(a special law merchant)であったと云う事実は, 一般に認められて居る所である, と⁶⁾。

では, このように週市或いはまた大市の法, ——ボーロウ内の特殊商事裁判所に依って管掌せられた法, とは, いったい, 具体的に, どのような存在形態を示したのであろうか?

此処に, 北部イングランドの一州 Lancashire 州の royal borough たる Preston の慣習法(custumal)の記録がある。現存する手書本は, 第14世紀初期に成れるものと考えられるが, 併しその内には瞭らかに夫れよりも遙かに古い時代に属する条項が含まれて居り, 其の多くは第12世紀のボーロウの法に関する諸事実を表わして居ると考えられるものである⁷⁾。いまその第12世紀に属する所の条項の一つたる第12条を見るに, 其処には, 次のごとくある, ——『いま若し或る都市民(*burgensis*)にして何らかの商品を, 大量にか或いは又少量にか購入し, 且つ手附金(*hernas*)を供与し, 而して[一旦]買却に同意したる彼(一相手方)にして[その後]当該売買契約を後悔[=解約]するとせんか, 彼は[該契約の解消のためには]買ひ手に対して其の手附金を支払ふ(一返還す)べきものとす。然りながら, 若しまた当の買ひ手にして当該商品を既に捨り回し[汚損]居るとせんか, 彼(一買ひ手)は, 此れら[商品]を引き取るか或いは又 [これら商品を返還したる上]売り手よりして五シリング[の手附金]を取り戻すべきものとす。』(Item si burgensis aliquid forum vel aliquam mercem emerit et hernas dederit, et ille qui vendiderit de foro suo penitebit duplicabit hernas ementis. Si autem emens forum suum palpabit vel habebit forum vel v. solidos de vendente.)⁸⁾と。——是れ, まさしく, 当時一般に地方裁判所(local courts)としてのボーロウ裁判所が, いま売買契約(*bargain*)の締結が夫れに依って完了したる所の「手附金」(earnest money or God's penny)の供与⁹⁾に関して準拠せる, 法の具体的な在り方の一例を示すものである。その際, 或る都市民が何らかの商品を大量にか或いは又少量にか(*aliquid forum vel aliquam mercem*)購入する, とは, 筆者には, 彼れ都市民が何らかの商品を大市に於て購入する場合と週市に於て購入する場合と, 此の二つの場合が其処に想定されて居る, と看ることが可能であるように思われる。

さらに, 此処に, 中部諸州地方 the Midlands の一州の Northamptonshire 州の首都にして同じく royal borough たるところの Northampton 市の慣習法の, 第14世紀初葉に作成された・2部から成る写本が存在する。その原本は1260年かその直後に成れるものと推定せられて居るが¹⁰⁾, いまそのほぼ1260年頃成立せる所の第2部第22条は, 「彼等の売買契約を成立せしむるに当り壹ペニイを投資(*pono*)したる所の者に就きて」(*De hiis qui ponunt denarium super mercandisam suam faciendam.*)なる見出しのもとに, 次のようにあるのである, ——『いま若し何びとかが, その売り手の当該売買契約(*mercandisa*)に同意(*concedo*)するに先立ち, 何らかの商品(*mercandisa*)に対して壹ペニイを投資するものとせんか, 彼(買ひ手)は当該壹ペニイを

[ポーロウの役人たる]ベイリフの用に供すべく(*ad opus ballivorum*)[没収せられて]喪失(*amitto*)すべきものとす。而して、斯かる商品(*mercandisa*)を購入することは最早[第三者たる]如何なる者にとりても合法的なることなり。而して、いま若しまた何らかの買ひ手にして(羊皮紙用の皮革(*pelles ad percamenum*)を除きて)[かの商品を]銀[貨]以外のより低額なる貨幣[一銅貨]を以て購入せんとするとせんか、彼は、ベイリフの[取得すべき]六ペンスの特別料[を徴せらるる憂目]に陥る(*incido*)こととなるべし。』(Si aliquis ponat denarium super qualemcumque mercandisam antequam venditor illam mercandisam sibi concesserit, amittat denarium ad opus ballivorum. Et liceat cuilibet illam mercandisam emere. Et si quis emptor per minus monetum (*sic*) emerit quam argentum (nisi pelles ad percamenum) incidat in misericordiam ballivorum vi. d.)¹¹⁾と。此処に現われて居るところの1ペニイも亦事実上 *de facto* 手附金と見做さるべきものである。

以上瞥見したる如く、商事関係の訴訟(*commercial litigation*)は、一般に地方裁判所としてのポーロウ裁判所の一つの特徴的な事実を表わしたのであるが、このことは、週市と言わず、大市と言わず、およそポーロウにおいて領主の主権下に開延せられる所の定期的市場の裁判所に共通に妥当することであった。而して斯かる裁判所は、屢々 ‘Court of Piepowder’ [埃り足裁判所]という極めて特徴的な呼称を以て称ばれたのであるが、夫れは、斯かる週市或いはまた大市に集まり来たる商人たちの多くがいま市から市へと埃りに塗れた足を引き摺りつつ渡り歩くところの、遍歴商人(*wayfaring merchant*)であった事に由来して居るのである¹²⁾。

以下、我々は、斯かる屢々 ‘Court of Piepowder’ と称ばれたものに就いて、その機能の実態を可及的に鮮明ならしめることに努めたいと思う。

曾て第18世紀、かのBlackstone (1723-80)は、その<英法注解>に於て、遍歴商人たちの諸々の紛争が其処に於て解決 = 処理されたところの斯かる週市或いはまた大市の裁判所たる「埃り足裁判所」を以て、「凡そイングランドの法に知られたる、最下級の、同時に最も迅速に事が処理せらるる法院」として之を性格づけるところがあったのである¹³⁾が、「埃り足裁判所」の最大の特徴は、何と言っても、Edward Coke(1552-1634)も言える如く[註(13)参照]、其処に於ては裁判が訴訟当事者の足の埃りが落ちる隙ほどの短時間に行われる、と云う、其の機能の迅速性 = 即決性に存して居る、と言わなければならない。

いま此の事を真に良く実証する所の史料として、我々は、東部イングランドの一州Suffolk州のroyal boroughたるIpswichの、1291年と云う作成年代を有つ、当該ポーロウ共同体の諸役人並びに一般都市民大衆の権威に拠って発布せられた、Anglo-Frenchで書かれた所の慣習法を見出すのである。此の慣習法は、その全文が、その第14世紀の一写本を底本として、前世紀にTravers Twissに依り彼の編纂に係る『海事裁判所の黒書』中に初めて印行されたのであるが¹⁴⁾、此処ではいまテキストとして、夫れの前掲Mary Bateson編の“Borough Customs”の第2巻中に抄録、複製せられあるものを用いることとする。其の第1章には、次の如き記述が見

出されるのである、——『パイパウダァ(pepoudrous)と称せらるる諸々の異郷人(estraunges) [一必ずしも異邦人とは限らず当 Ipswich の都市民以外の者 non-burgesses を指す]の間に於ける訴訟(pletz)は、いま若し原告(le pleyntyf)或いは被告(le deffendaunt)にしてそが如き[一該日の中なる所の]閉廷(ajournement)を希望するとせんか、その日その日において(de jour en jour)提起(pledez)せらるべきものなり。[当市を]通過しつつある異邦人のあひだの・大市の期間中における(en temps de foyre)訴訟は、正餐(manger) [一昼食]前たると正餐後たるとを問はず、その時その時において(en heure en heure)、提起せらるべきものなり。即ち、訴訟は、大市の期間内に確定(attachez)せらるべきものなり。而して、海法(la ley marine)に抛りて——即ち異邦人たる所の[商人]航海者たちにとりて彼等の[出港に都合宜しき]潮どき(mareye)を待つのみなる者たちのために確定せらるべきところの訴訟は、いま潮どき潮どきに於て(de marey en mareye)提起せらるべきものなり。』(Lez pletz entre gentz estraunges qe l'em appele pepoudrous seyent pledez de jour en jour, si le pleyntyf ou le deffendaunt prie tel ajournement. Lez pletz en temps de foyre entre gentz estraunges passauntz seyent pledez en heure en heure, auxibien après manger, cum avaunt. E c'est a saver des pleyntes attachez en meyme le temps de foyre. E les pletes attachez a la ley marine c'est a saver pur mariners estraunges passauntz e pur ceux qe ne attendent forkes lour mareye, seyent pledez de marey en mareye.)¹⁵⁾ 是れに由って之を觀れば、「埃り足裁判所」——此の場合は大市の市場裁判所としての夫れ——が、いま如何に迅速・機敏に機能したか、改めて贅言する迄もないであろう。其処には、見られる如く、「その日その日に」、——その日の中に於ては昼食時の前後を問わず「その時その時に」、提起されたる訴訟の確定=決着せらるべきことが、縷々言を費して規定せられて居るのである。而も、その際、此処 Ipswich が元来北海に注ぐ Orwell の河口に近い港町として水運の便に恵まれていた関係上、此のポーロウに於て開催せられる大市に來り会する此のポーロウ外の異郷人たる所の遍歴商人たちは、その多くが海路來航せる所の者であったから、其処には彼等の出航の便宜を図って彼等をしてその出航の機を逸せしめないよう上げ潮の時間への配慮すらもが、為されて居るのである。

斯かる Ipswich の慣習法との関連に於て猶ここに考察せらるべきものに、同じく東部イングランドの Lincolnshire 州の royal borough たる Torksey の、慣習法第1部がある。是れには、二種の手書本が今日遺っていて[British Library 所蔵]、そのうちの善本は、Bateson に拠れば、Edward III (r. 1327-77) の治世年間、1345年以後に、Gross に拠れば、夫れよりも早く Henry III (r. 1216-72) の治世年間、1238年ののち久しからずして、成立を見たことせられるものであるが¹⁶⁾、いま其の第18章は、先ず此の Torksey の町には(in villa de Torkseye)、過去に於て常に(semper)二つの法廷(due curie)の存したること、夫れが必要なる時には今日に於ても二つの法廷の存することを述べたるのち、曰く、——『而して、上記の慣習(consuetudo)・慣例(usus)

は以下の如き形式に於て保持せらるべきものとす。即ち、パイパウダ(*pepouderous*)と称せらるる一つの法廷(*una curia*)は、[当町を]通過しつつある所の商人たち、異郷人たちのために(*pro mercatoribus et forincecis transeuntibus*)、彼等が、40シリング[即ち2ポンド]以下の、また夫れを超ゆる所の金額の(*tam transeuntibus xl s. quam infra*)、捺印契約訴訟(*convencionibus*)・契約違反訴訟(*contractibus*)・侵害訴訟(*transgressionibus*)・金銭債務訴訟(*debitis*)に就きて、或いはまた訴訟申立書(*querelis*)並びに動産質(*plegiis*)の責任解除(*acquietandis*)その他同様なる事柄に就きて、審理(*cognicio*)を受くることを得べく、一日に両度(*bis in die*)、又その日その日に(*de die in diem*)、又若し必要とあらば正餐前に於ても正餐後に於ても(*ante prandium et post prandium*)、開廷せらるべきものなり。』(Item dicunt quod due curie semper fuerunt et ad huc sunt in villa de Torkesay, quando necesse fuerit, pertinentes ad dominium de Torkesay, et conetudo et usus est dicte curie tenende in hac forma: una curia que vocatur pepouderous tenta erit bis in die et de die in diem, quando necesse fuerit, ante prandium et post prandium, pro mercatoribus et forincecis transeuntibus ad habendum cognicionem de convencionibus, contractibus, transgressionibus, debitibus, tam transeuntibus xl s. quam infra et querelis et plegiis acquietandis et consimilibus ubicumque fuerint facta.)¹⁷⁾ と。すなわち、我々は是れに由って、いま、当時一般に地方のポーロウの下級裁判所としての「埃り足裁判所」が、其の地に於て開催せられる週市又は大市に際して屢々生ずる所の紛争の解決に當って如何に迅速且つ機敏に対処する所があったか、と云うことを知り得るばかりではなく、其の「市場に伴う裁判管轄権」(*judicialia ad mercatum pertinenta*)¹⁸⁾の範囲が、如何に広汎且つ包括的であって凡そ民事訴訟の各般に亘るものであったか、と云うことを知り得るのである。当時、週市或いは大市に遠く異郷の地より来り会せる、彼等の靴に旅塵をなお留めたる所の商人たちは、捺印契約違反、一般契約違反、不法侵害、金銭債務不履行等々、有りと有らゆる・週市あるいは大市の内部に於て為された所の不法行為に就いて、いま斯かる定期的市場に対する「裁判管轄権」を有する所の「埃り足裁判所」に依って、彼等の失われ毀損せられたる権利を合法的に回復・救済することを得たのであるが、斯かる裁判所の管轄する所の法こそが、まさしく、Lex Mercatoriaと称ばれるものにほかならず、夫れは、Common Law に比較して形式性(formality)が乏しく、より常識的(commensensible)であり、わけても夫れの略式の訴訟手続(procedure)に拠るところの即決性(summariness)において、頻々として次回の開廷日まで休廷となる所の、コモン=ロー裁判所(Common-law courts)の民訴裁判所(Court of Common Pleas)に於ける悠長なる審理の進行とはまさしく対蹠的であったのである¹⁹⁾。Plucknettは、此の点に関して、『民訴裁判所 court of common pleas は、コモン=ローの訴訟手続がただだと長引く drag on のを待つ所の時間の余裕を有たぬ一般に遍歴商人 a peripatetic trader にとっては殆ど役立つものではないものであった』と証言して居る²⁰⁾。

夫れでは、斯かる週市あるいは大市の「埃り足裁判所」における審理(trial)は、一体どのような組織(organisation)のもとに行われたのであろうか？

此の点を解明するに足る所の史料としては、茲に、Lancaster朝第3代 Henry VI(r.1422-61)の治世年間に、東部イングランド・Essex州の royal borough たる Colchester にて開廷せられた、「埃り足裁判所」の訴訟記録(plea roll)がある。抑々、此の訴訟事件は、Thomas Smytheなる者が Cristian van Bondelyn'なる者を相手取って起した、60ポンド10シリング10ペンスの請求に関する・金銭債務[不履行]の民事訴訟 (*placita debiti super demandam sexaginta librarum decem solidorum et decem denariorum*)なのであるが、夫れには、いま次の如き頭書が付せられて居るのである。——即ち『記憶を絶する太古の頃このかた、且つは[今日なほ]此の町の何処^{いづこ}にても日々[曜日を違へて]開かるる市[一週市]のために、行はれゐるところの、此の町の慣習法に従ひて(*secundum consuetudinem ejusdem ville a tempore quo non extat memoria usitatam et racione mercati ubilibet in eadem villa omnie die*), ヘンリ六世の治世の第卅六年に(*anno regni regis Henrici sexti post conquestum tricesimo sexto*), 聖十字架発見の記念日[一五月三日]の祝祭後の金曜日[一五月五日]に(*die veneris prox' post festum Inventionis Sancte Crucis*), 同日の正午前[一午前]八時に(*hora octava ante meridiem ejusdem diei*), 此の町のベイリフ(*ballivis ville illius*)たるところのウィリアム・サックスならびにジョン・セイヤの面前に於て(*coram Willelmo Saxe et Johanne Sayer'*), 此の町のムート・ホール[一都市民集会の広間]にて開かれたるところの(*tenta ibidem in le moothalle ejusdem ville*), 当コウルチスタ市の領主たる王のパイパウダの法廷に於ける民事訴訟(*placita in curia domini regis pedis pulveris ville Colcestr'*)²¹⁾』と。すなわち、此の頭書に依って、我々は、先ず、此の場合の 'Court of Piepowder' が、週市の夫れではなくして、他ならぬフェアの「埃り足裁判所」であることを、——夫れがいま5月3日の 'Invention of the Cross' の祝祭(*festum; feast*)に係わらしめて一その後^{その後に}に開廷せられて居る所から、確認することが出来るのである²²⁾。次に、我々は、夫れの開廷日が、Henry VIの治世の第36年、すなわち1458年の5月5日であり、夫れの開廷の場所が此処 Colchesterの都市民の集会場(*moothalle; moot hall*)であり、更に夫れの開廷時間が午前8時であった事を知り得るのであるが、その際我々の猶注目に値いする事は、此の royal borough の Colchester の大市の「埃り足裁判所」がいまその領主にして大市の開催権者たる所の王の「埃り足裁判所」として——*curia domini regis pedis pulveris*——として、王の代理人たる所の二人のベイリフの面前に於てまさしく開廷せられた、と云う一事である。即ち、此の Colchester の1458年の大市に於ける「埃り足裁判所」は、いま此のポーロウが royal borough なるがゆえに、まさにそのゆえに、王の代官たる所のベイリフの面前に於て開廷せられ、彼等ベイリフこそが当該裁判を管理・管掌したのである。この間の事情は、我々は又是れを、東部イングランド・Norfolk州の司教座都市 Norwich に於て、York朝初代 Edward IV(r.1461-83)の治世年間に開廷せられた、同地の Holy Trinity 教会附属小修道院(priory)の

院長(prior)たるThomas (*Thomas prioris ecclesie S. Trinitatis Norwici*)の所有に係わる所の「埃り足裁判所」(*curia pedis pulverizati*)に就いても、見ることが出来る。抑々、此の訴訟事件は、もと Norfolk州の州奉行(*nuper vicecomes Norff'*)たりしエスクワイア(*armigerus*)の William Knyvet (*Willelmus Knyvet*)が、Norfolk 州 Norwich 近郊の Heigham (*Heigham juxta Norwicum in comitatu Norff'*)に住む皮鞆職人(*barkerus*)の Robert Stallon (*Robertus Stalon'*)なる者を相手取って起した所の、100シリング[-5ポンド]の請求に関する金銭債務[不履行]の民事訴訟(*placita debiti super demandam centum solidorum*)なのであるが、その頭書には、
『記憶を絶する太古の頃このかた行はれ来たり、承認せられ居る所の慣習に従ひて(*secundum consuetudinem a tempore quo non extat memoria usitatam et approbatam*)、また、現在の領主たる王のさまざまな先人たちに依りて[下記の]現在の小修道院長の前任者たる代々のノリッチの小修道院長たちに対して嘗て授与せられ、且つは[下記の]現在の小修道院長に対して現在の領主たる王に依りて追認せられ、承認せられ、確認せられたるところの、諸々の特権また自由権また特殊権利に則りて(*et secundum privilegia, libertates et franchises nuper prioribus Norwici predecessoribus predicti nunc prioris per diversos progenitores domini regis nunc concessas et per dominum regem nunc dicto nunc priori ratificatas, approbatas et confirmatas*)、[下記の]小修道院長の執事(*senescallus*)たる Henry Heydon (*Henricus Heydon'*)の面前に於て(*coram Henrico Heydon' senescallo predicti prioris*)、[下記の]月曜日の午前九時に(*hora novena ante nonam ejusdem diei Lune*)、エドワード四世王の治世第十二年の聖霊降臨節後の月曜日に(*die Lune prox' post festum Pentecostes anno regni regis Edwardi quarti post conquestum duodecimo*)開廷せられたるところの、ノリッチなる・聖三位一体教会附属小修道院長の院長(*prior ecclesie S. Trinitatis Norwici*)トマスの「埃り足裁判所」²³⁾とあるのである。即ち、是れに依って、此の Edward IV の治世第12年の1472年に、その年の聖霊降臨節に係わらしめて夫れ以後の最初の月曜日—1472年5月18日に開廷せられた、Norwichの小修道院長の所有に係わる大市の市場裁判所たる所、此の「埃り足裁判所」また、先きに我々の見た royal borough としての Colchester の大市に於ける王の「埃り足裁判所」が王の代官たるベイリフの面前に於て開廷せられ・ベイリフの之を主宰する所であった如く、まさにその如く、いま小修道院長の代理人たる其の執事の面前に於て開廷せられ・小修道院長の執事の之を主宰する所であったこと、このことを我々はハッキリと此処に認識することが出来るのである。

4) Frederick Pollock & Frederic William Maitland, *The History of English Law before the Time of Edward I* (2 vols.; Cambridge, 1895; 2nd edn., 1898), Vol. I, p. 467.

5) William Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. I, ed. by A.L. Goodhart & H.G. Hanbury with an introductory essay and additions by S.B. Chrimes (London, 1903; 7th edn., 1956), p. 526.

6) *Ibid.*, Vol. I, pp. 527 f.

7) Mary Bateson, ed., *Borough Customs* (2 vols.; London, 1904—06) [The Publications of the

III

それでは、斯くのごとき組織のもとに行われたところの「埃り足裁判所」における其の審理(trial)は、現実にはいま如何に進められたのであろうか？ 我々は、此の点に関する具体的な事例を、以下本節に於ては、その煩瑣に亘ることを敢えて辞することなく、前節に於て我々の其の頭書を見たる・1458年のColchesterの大市の「埃り足裁判所」の訴訟記録(plea roll)に即して、見てみることにしよう²⁴⁾。

既述の如く、抑々此の訴訟事件(case)は、Thomas Smytheなる者がChristian van Bondelyn'

Selden Society, Vol. xviii; xxi], Vol. I, p. xlvi.

8) *Ibid.*, Vol. I, p. 217.

9) Cf. Theodore F. T. Plucknett, *A Concise History of the Common Law* (New York, 1929; 5th edn., London, 1956), p. 665.

10) Bateson, ed., *op. cit.*, Vol. I, pp. xli-xliii.

11) *Ibid.*, Vol. I, p. 218.

12) Cf. Charles Gross, ed., *Select Cases concerning the Law Merchant*, Vol. I: *Local Courts, A. D. 1270-1638* (London, 1908) [The Publications of the Selden Society, Vol. xxiii]; C. H. S. Fifoot, *History and Sources of the Common Law: Tort and Contract* (London, 1949), p. 295, note 34.

13) William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England; A Facsimile of the First Edition of 1765-1769* (4 vols.; Chicago, 1978), Vol. III, folio 32. —“The lowest, and at the same time the most expeditious, court of justice known to the law of England is the court of *piepoudre, curia pedis pulverizati*: so called from dusty feet of the suitors; or according to Sir Edward Coke, because justice is there done as speedily as dust can fall from the foot” (**Fourth Institutes* (1644), folio 272.).

14) Travers Twiss, ed., *Monumenta Juridica: The Black Book of the Admiralty* (4 vols.; London, 1871-76; Reprinted, Wiesbaden, 1965) [Rolls Series, Vol. 55], Vol. II, pp. 1-207.

15) Bateson, ed., *op. cit.*, Vol. II, p. 184.

16) Bateson, ed., *ibid.*, Vol. I, pp. lii-liii; Gross, ed., *op. cit.*, Vol. I, pp. xxxvii, note 1.

17) Bateson, ed., *ibid.*, Vol. II, pp. 189 f.; Gross, ed., *ibid.*, Vol. I, p. xxxvii [Appendix I]. 此処に述べられた「パイパウダと稱せらるる一つの法廷」に対する所のいま一つの法廷は、Grossに従えば、毎週月曜日に開かれるところの‘burghmote’であった、と曰う。Cf. Gross, ed., *ibid.*, Vol. I, p. xxxvii, note 3. 若しいま此のGrossの言にして正しければ、此のTorkseyにおける「埃り足裁判所」は具体的には大市の夫れであると云うことになり、いま一つの‘burghmote’がとりもおさず月曜市たる週市の定期的市場裁判所であることになる。

18) 拙稿「中世市場についての一考察」(「立教経済学研究」第42巻第3号), 70ページ, 参照。

19) Cf. Louis F. Salzman, *English Trade in the Middle Ages* (Oxford, 1931), pp. 161 f.; T. H. Lloyd, *Alien Merchants in England in the High Middle Ages* (Brighton, 1982), p. 15.

20) T. F. T. Plucknett, *Legislation of Edward I: The Ford Lectures delivered in the University of Oxford in Hilary Term 1947* (Oxford, 1949; Reprinted, 1962), p. 137.

21) Gross, ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 122.

22) 前掲拙稿「中世市場についての一考察」, 72ページ, 参照。

23) Gross, ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 126.

なる者を相手取って起せる、金銭債務不履行に関する一民事訴訟であった訣であるが、その場合、Smytheは[1458年5月5日金曜日の午前8時に]²⁵⁾此の法廷に直接彼自身(*in propria persona*)出頭し、60ポンド10シリング10ペンスの請求に関する金銭債務の不履行を以て Christian を訴え出たのである。而して彼は、原告保証人(*plegios de prosequendo*)として、John Horndon (*Johannes Horndon*)と John Noke (*Johannes Noke*)との両名を指名した。そこで、Colchesterの町の慣習法に従って、此の町の守衛長(*serviencium ad clavam*)の一人で且つまた当法廷の廷吏(*minister*)でもあるところの John Noke に対して次の如き命令が下されたのである、即ち、Christianが上記の訴えに[原告]Smytheに対し[被告として]訴答すべく(*ad respondendum*)、彼れChristianをして、善良なる呼び出し係り達に依って(*per bonos summonitores*)、上記の[此の町の]集会場に於て1458年5月5日の此の日一金曜日午前9時に開かれるべき、上記の町[—Colchester]のベイリフたちを前にせる所の(*coram ballivis ejusdem ville*)上記の町[—Colchester]の領主たる王の「埃り足裁判所」に(*ad curiam domini regis pedis pulveris ville predicete*)、出廷せしむべしと。「而して同時に此の九時てふ時間は此処なる上記 Thomas[Smythe]に対しても亦伝達せられ」(*Et eadem hora novena data est eidem Thome hic etc.*)たのである。

此の時間[—9時]に(*ad quam horam*)、上記の[Colchesterの町の]慣習法に従って上記のベイリフたちを前にして上記の町[—Colchester]の領主たる王の「埃り足裁判所」に(*ad curiam domini regis pedis pulveris ville predicte coram prefatis ballivis secundum consuetudinem predictam hic in le moothalle predicto tentam*)、上記の Thomas Smythe は彼自身直接出頭し、上記の訴訟に於て上記の Christian に反対する者として出廷した(*.....venit predictus Thomas Smythe in propria persona sua et optulit se versus predictnm Christianum de placito predicto.*)。而して、上記の John Noke も亦今や此処に在って、上記の Christian が既に[上記の呼び出し係りたる]John Goose(*Johannes Goos*)、Nicholas Raven(*Nicholaus Ravene*)の両名に依って出頭すべく召喚せられたる旨証言する所があったのである(*Et predictus Johannes Noke serviens etc. modo hic testatur quod predictus Cristianus summonitus est per Johannem Goos et Nicholaum Ravene.*)。然るに、上記の Christian は、厳かに呼び出されたにも係わらず、竟にその姿を見せなかった(*Et predictus Cristianus licet solempniter exactus non venit.*)。此処に於て、上記の[Colchesterの町の]慣習法に従って、上記の John Noke に対して、次の如き命令が下されることとなった(*Ideo secundum consuetudinem predictam preceptum est prefato Johanni Noke quod...*)、すなわち、上記の Christian [の身柄]を、上記の[Colchesterの]自由権内に[—その保護の下に]存する所の、彼の人的財産ともども(*per bona et cattalla sua infra libertatem predictam inventa*)差押(*attachiatio*)えて、上記の町[—Colchester]の領主たる王の「埃り足裁判所」に在らしめ、此処に於て上記の町[—Colchester]の[王の代官たる]ベイリフたちを前にして此の日一金曜日午前10時に開かれる所の法廷に於て彼をして、上記の[Colchesterの町の]慣習法に従い上記の訴訟に於て上記の Thomas Smythe に対

し〔被告としてハッキリと〕訴答せしむべきこと(*quod attachiet predictum Cristianum per bona et catalla sua.....quod sit ad curiam domini regis pedis pulveris ville predicte coram ballivis ville predicte ad horam decimam ante meridiem hujus instantis diei Veneris hic fenendam ad respondendum prefato Thome Smythe de placito predicto secundum consuetudinem predictam.*)。「而して同じ〔十時てふ〕時間は此処なる上記のThomas Smytheに対しても亦伝達せられ」(*Et eadem hora data est prefato Thome Smythe hic etc.*)たのである。

此の10時に(*ad quam quidem horam decimam*)、上記の町〔—Colchester〕の領主たる王の「埃り足裁判所」に(*ad curiam domini regis pedis pulveris ville predicte.....*)、上記のThomas Smytheは彼自身直接出頭し、上記の訴訟に於て上記のChristianに反対する者として出廷した。而して、上記のJohn Nokeも亦、上記のChristianが上記の町〔—Colchester〕の慣習法に従って彼の人的財産ともども即ち23反の毛織物ともども、既に逮捕せられて在る旨(*quod predictus Cristianus attachiatus est secundum consuetudinem ville predicte per catalla sua videlicet per viginti et tres pannos laneos*)、証言する所があったのである。然るに、上記のChristianは、厳かに呼び出されたるにも拘らず〔依然として〕出頭しなかった。そこで、上記の町〔—Colchester〕の慣習法に従って最初の懈怠(*defalta*)〔訴訟手続に出席しないこと〕が彼の不利に宣告せられ、法廷記録に記し置かれることとなったのである(*Ideo secundum consuetudinem ville predicte adjudicata et recordata est versus eum prima defalta.*)。而して、次の如き命令が上記のJohn Nokeに対して上記の〔Colchesterの町の〕慣習法に従って下される事となった、すなわち、此の日—金曜日午前11時に上記の町〔—Colchester〕のベイリフたちを前にして開かれるべき上記の町〔—Colchester〕の領主たる王の「埃り足裁判所」に上記のChristianが出廷して、上記の訴訟に於て上記のThomas Smytheに訴答するに到るまで、上記のChristianを再逮捕する代りに、上述せる如く現に差押えある所の上記の〔Christianの〕人的財産(*catalla predicta sic attachiata*)を〔引続き〕占有 = 留置(*retino*)すべきこと(*quod retineat catalla predicta sic attachiata loco iterati attachiamenti predicti Christiani quod sit ad curiam domini regis pedis pulveris ville predicte coram ballivis ejusdem ville ad horam undecimam hujus instantis diei Veneris hic tenendam ad respondendum prefato Thome Smythe de placito predicto.*)。「而して、同じ時間〔—午前十一時〕は此処なる上記のThomas Smytheに対しても亦伝達せられた」のである。

此の時間(—11時)に、……上記の町〔—Colchester〕の領主たる王の「埃り足裁判所」に、上記のThomas Smytheは彼自身直接出頭し、上記の訴訟に於て上記のChristianに反対する者として出廷した。而して、上記のJohn Nokeもまた、彼が既に、彼に与えられたる命令の型通りに(*juxta formam precepti ei indea facti*)、上記のChristianを逮捕する代りに、上述の仕方で差押えられたる(*in forma predicta attachiata*)上記の〔Christianの〕人的財産を占有 = 留置しある

旨証言するところがあった。然るに、上記の Christian は、今や厳かに此処に呼び出されたるにも拘らず、出頭しなかった。そこで、上記の[Colchesterの町の]慣習法に従って再度の懈怠(*secundarius defalta*)が彼の不利に宣告せられ、法廷記録に記し置かれることとなった。而して、次の如き命令が上記の John Noke に対して上記の[Colchesterの町の]慣習法に従って下される事となったのである、すなわち、此の日一金曜日の午後1時に上記の町[—Colchester]のベイリフたちを前にして開かれるべき上記の町[—Colchester]の領主たる王の「埃り足裁判所」に上記の Christian が出廷して、上記の訴訟に於て上記の Thomas Smythe に訴答するに到る迄、上記の Christian を三度び逮捕する代りに(*loco tercii attachiamenti predicti Christiani*), 上述の仕方では差押えある所の上記の[Christianの]人的財産(*catalla predicta in forma predicta attachiata*)を[引続き]占有 = 留置すべきこと。「而して、同じ[午後一時でふ]時間は此処なる上記の Thomas Smythe に対しても亦伝達せられ」たのである。

此の時間[—午後1時]に、……上記の町[—Colchester]の領主たる王の「埃り足裁判所」に、上記の Thomas Smythe は彼自身直接出頭し、上記の訴訟に於て上記の Christian に反対する者として出廷した。而して上記の John Noke も亦、彼は既に、彼に与えられた命令の型通りに、上記の Christian を三度び逮捕する代りに、上述の仕方では差押えられたる上記の[Christianの]人的財産を占有 = 留置しある旨、証言する所があったのである。然るに、上記の Christian は今や厳かに此処に呼び出されたるにも拘らず、[依然として]出頭しなかった。そこで、上記の[Colchesterの町の]慣習法に従って三度び目の懈怠(*tercia defalta*)が彼の不利に宣告せられ、法廷記録に記し置かれることとなった。而して此の点に関連して、上記の[Colchesterの町の]慣習法に従って、上記の Thomas Smythe は、次の様に言明したのである(Et super hoc secundum consuetudinem predictam predictus Thomas Smythe dicit.....), —上記の Christian は、彼に負債があり、彼より前記の60ポンド10シリング10ペンスを不当に保留して居る(.....quod predictus Christianus ei debet et injuste detinet predictas sexaginta libras decem solidos et decem denarios), その理由としてはすなわち(*pro eo videlicet*), 現領主にして現国王[—Henry VI]の治世第36年[—1458年]3月22日、現被告人[—Christian]は、Colchesterの此の町の East Ward(*la Estward*)[東区]に於て、当町の自由権の適用される範囲内に於て(*infra libertatem ville illius*), 上記の Thomas[自身]より50ポンド13シリング4ペンスの価格を以て毛織物16反を購って居るから、——而して又、上記の年[—Henry VI 治世第36年]3月22日[—上記の購入日当日]上記の場所[—東区]に於て、上記の被告人[—Christian]は上記の原告[—Thomas]より[残余の7反分の金額]9ポンド17シリング6ペンスを借りるところがあったから、——都合あわせて、既に請求額として示せる所の総額[—60ポンド10シリング10ペンス]に達するが、夫れを彼[—被告人 Christian]は上記の[原告] Thomas に対して来るべき殉教者聖ジョーヂの祝祭日[—4月23日]までに其の返済を完了して居なければならぬ(.....quod cum predictus defendens vicesimo secundo die mensis Mercii anno regni domini regis

nunc tricesimo sexto apud Colcestr' n la Estwarde ejusdem ville et infra libertatem ville illius emisset de prefato Thoma sexdecim paneos laneos pro l. li. xiiij. s. iiii. d. ac cum vicesimo secundo die mensis Marcii anno et warda supradictis idem defendens mutuasset de prefato querente ix. li. xvij. s. vj. d., que quidem summe attingunt in toto ad summam jam in demanda positam, quam solvisset eidem Thome ad festum S. Georgii Martiris extunc prox' sequens), と。夫れでもなお, 上記の被告人[—Christian]は, 屢々要請せられたるにも拘らず, 未だに上記の金額を上記の Thomas に対して返済するに到らないばかりか, 今迄も夫れを彼[—Thomas] に対して返済することを拒んで来たが今なお依然として之を拒みつけて居るのである(; predictus tamen defendens licet sepius requisitus summam predictam eidem Thome nondum reddidit sed illam ei huncque reddere contradixit et adhuc contradicit.)。そこで, 彼[—原告たる Thomas]は物質的な打撃を蒙り, 10ポンドの価額に達する損害を蒙ったとなして, それゆえに彼は上記の[Colchesterの町の]慣習法に従って[新たに]一つの訴訟を提起した(Unde dicit quod deterioratus est et dampnum habet ad valenciam x. li., et inde secundum consuetudinem predictam producit sectam etc.)。而して彼は, 上記の[Colchesterの町の]慣習法に従って, 此の件に関し, 判決が, 彼の蒙った所の損害[の賠償]を含めて上記の彼の金銭債務[に対する権利の恢復]に関して彼に[有利なる如く], 下されんことを歎願したのである(Et petit iudicium et debitum suum predictum una cum dampnis suis sibi in hac parte secundum consuetudinem predictam adjudicari etc.)。その結果, 此処なる裁判所に依って以下の如き裁定が下されることとなった(Ideo consideratum est per curiam hic quod.....), —即ち, 上記の Thomas Smythe が上記の Christian に対して彼の金銭債務[に対する権利にもとづく60ポンド10シリング10ペンスの金額]を恢復(recupero)すると云うこと, 而して彼[—Thomas]がかの[Christianの]金銭債務[履行]の延滞(detentio)のために蒙った所の損害, また此の件に関し彼[—Thomas]が[その提起せる]訴訟の出費並びに訴訟費用のために(pro misis et custagiis)蒙った所の損害——後者の二つの損害は, 上記 Thomas Smythe の同意のもとに(hic assensu ejusdem Thome Smythe)此処なる裁判所に依って[合計]26シリング6ペンスと評価(taxo)せられる——, 以上三つの懈怠の理由を以て(occasione dictarum trium defaltarum), 上記の[Colchesterの町の]慣習法に従って, 上記の形式に於て, 上記の Christian に対して有罪の判決が下される(adjudicatio)と云うこと, 夫れは法廷記録に記し置かれると云うこと(quod predictus Thomas Smythe recuperet versus prefatum Cristianum debitum suum predictum et dampna sua tam occasione detencionis debiti illius quam pro misis et custagiis suis circa sectam suam in hac parte oppositis per curiam hic assensu ejusdem Thome Smythe ad xxvj. s. viij. d. taxa occasione dictarum trium defaltarum versus ipsum Cristianum in forma predicta adjudicatarum et recordatarum secundum consuetudinem predictam etc.), 以上である。「而しておなじ

Christian は情状酌量して〔六ペンス²⁶⁾〕軽減せられ〕(Et idem Cristianus in misericordia.)たのである。

そこで直ちに上記の町〔一Colchester〕の慣習法に従って、時に今や此の法廷に在った所の、上記の町〔一Colchester〕の善良にして適法なる者たる John Butler (*Johannes Botiller'*) と Walter Moyses (*Walterus Moys*)の両名に対して、以下のごとき命令が下されることとなった (Et super hoc preceptum est Johanni Botiller' et Waltero Moys probis et legatibus hominibus ville predictae modo hic in curia presentibus secundum consuetudinem ejusdem ville quod.....), —すなわち、彼等二人の者をして前記の23反の毛織物の値打ちを評価せしめて、此の日一金曜日午後4時に、前記のベイリフたちを前にして開かれるべき、上記の町〔一Colchester〕の領主たる王の「埃り足裁判所」に於て上記のベイリフたちに対して彼等〔一John Butler ならびに Walter Moyses〕が夫れ〔一上記23反の毛織物〕に就いて為せる所の価格査定を証明せしむべきこと (...quod apreciari faciant predictos viginti et tres pannos laneos et appreciationem quam inde fecerint prefatis ballivis ad curiam domini regis pedis pulveris ville predictae coram eisdem ballivis hora quarta post meridiem hujus instantis diei Veneris hic tenendam certificent.....)。而して、上記 John Butler ならびに Walter Moyses の両名は、かの価格査定を正確且つ誠実に為すべく、上記の町〔一Colchester〕の慣習法 (*jus*) に従って、宣誓せしめられたのである (Et idem Johannes Botiller' et Walterus Moys secundum consuetudinem ville predictae jurati sunt ad appreciationem illam bene et fideliter faciendam etc.)。「而して同じ〔午後四時てふ〕時間は上記 Thomas Smythe に対しても亦伝達せられた」のであった。

此の〔午後〕4時と云う時間に (*ad quam quidem horam quartam*)、上記の〔Colchester の町〕の慣習法に従って上記のベイリフたちを前にして上記の集会場に於て開かれた、上記の町〔一Colchester〕の領主たる王の「埃り足裁判所」に、上記の Thomas Smythe は彼自身直接出頭し (...venit predictus Thomas Smythe in propria persona sua)、而して上記の John Butler と Walter Moyses とは、此の件に関し彼等に与えられた上記の命令に基づいて今や彼等が上記の23反の毛織物の価格を61ポンド4シリングと査定したる旨証明する所があった (et predicti Johannes Botiller' et Walterus Moys certificant modo hic quod ipsi virtute precepti predicti eis in hac parte facti appreciaverunt predictos viginti et tres pannos laneos ad lxj. li. et iiij. s.)。そこで、上記の Thomas Smythe は、いま若し上記の Christian にして、上記の〔Colchester の町の〕慣習法に従って来るべき1年と1日の内に (*infra unum annum et unum diem prox' futuros*)、此の件に関し告訴の前提 = 根拠〔となれる事実〕に関して彼〔一Thomas Smythe〕の訴答に反対する所の答弁をなさんと欲し、且つ当法廷が此の件に関し更に〔新たな〕判決を下さんことを欲するのであれば、〔そのときは〕上記の町〔一Colchester〕の領主たる王の「埃り足裁判所」に於て上記の Christian をして答弁をなさしめるべく、此処なる法廷に

於て二人の原告保証人(*plegios*)すなわち William Smythe (*Willelmus Smythe*)と John Spring (*Johannes Spryng'*)とを選んだのである[Et super hoc predictus Thomas Smythe secundum consuetudinem predictam invenit hic in curia *plegios* videlicet Willelmum Smythe et Johannem Spryng' ad respondendum prefato Cristiano in curia domini regio pedis pulveris ville predictae, si idem Cristianus infra unum annum et unum diem prox' futuros secundum consuetudinem predictam versus ipsum Thomam Smythe de premissis secundum eandem consuetudinem loqui voluerit in hac parte, et ad ulterius faciendum quod curia hic in hac parte consideraverit.].そして、彼[—Thomas]は、彼の上記の金銭債務[に対する権利の恢復]並びに損害[の賠償]の執行(*executio*)が、上記の価格査定[即ち61ポンド4シリング]に従って、又上記の[Colchesterの町の]慣習法に従って、上記の23反の毛織物に就いて、彼に対して為されるように懇願する所があったのである(Et petit *execucionem debiti et dampnorum suorum predictorum sibi de predictis viginti et tribus pannis laneis secundum appreciationem predictam fieri secundum consuetudinem predictam etc.*).)。斯くして、[被告人 Christian van Bondelin は再三の召喚に応ぜず、法廷侮辱罪に相当することが宣告せられて]、夫れら[—23反の毛織物]は、上記の[Colchesterの町の]慣習法に従って、また彼[—Thomas Smythe]の[かち得たる]上記の[John Butler, Walter Moyse 兩人]に依る所の・前記23反の毛織物は正に61ポンド4シリングに値いすると云う]保証に基づいて、茲に竟に、いま上記の金銭債務[に対する権利の恢復]並びに損害[の賠償]の執行なる形に於て、彼[—Thomas Smythe]の手に引渡されることとなったのであった(*Que ei liberantur in executionem eorundem debiti et dampnorum predictorum secundum consuetudinem predictam per plegiagium suum predictum etc.*)²⁶⁾。

1458年5月5日金曜日、Essex州のroyal borough—Colchesterに於て行われた「埃り足裁判所」の現存する所の訴訟記録の全文は、以上を以て終っている。果して此の裁判はその後結局いかなる結末を見たのであろうか？ —被告人 Christian van Bondelin は果して「来るべき1年と1日の内に」原告 Thomas Smythe の訴答に反論する所の答弁を能くなし得たであろうか？ そして若しまた斯かる答弁をなし得たとして、原告保証人の William Smyth と John Spring の兩人はまた夫れに対して如何なる反論を展開したのであろうか？ 而して最終的に Colchester の「埃り足裁判所」は、いま如何なる判決を下したのであろうか？ —残念ながら、これらのことは、一切わからない。然し乍ら、爰にハッキリしていることは、先ず、此の場合に於ける「埃り足裁判所」が飽くまでも中世都市(borough)の定期的市場の一つたる大市(fair)の夫れであって、週市(market)の夫れではない、という事である。そのことは、被告人 Christian van Bondelin が、その氏名より推して、大陸の毛織物工業の先進地帯—低地地方出身の、本来この Colchester の都市民ならざる異郷人(*extraneus; forinsecus*)たる所の商人であること

を想わしめるものがある外に、抑々彼れ Christian と Thomas Smithe との間の金銭上の争点となれる所のものが、23反の毛織物の取引に関する問題であることに依って、いま瞭らかなる所である、と言わなければならない。何となれば、斯かる大量の毛織物は、元来短距離商業の舞台たる週市における商取引の量を遙かに超えるものであって、斯かる大量の商品を扱ひ得る所の商人は、もともと大市に來り会する・長距離商業に従事する所の卸売商人である外はないからである。而して、此の種の民事訴訟の手續をその發端からその終末まで一貫して規定せる所のもの—それが、いま》Lex Mercatoria《なる慣習法であったことは、此の訴訟記録全体を通じて其処に繰り返し繰り返し「此の町の〔—上記の Colchester の町の〕慣習法に従ひて」なるリフレインが現われ來たることに依って、いま一点の疑義も存せざる所である。而して、最後に、斯かる》Lex Mercatoria《に準拠して行われる所の一般に「埃り足裁判所」の訴訟手續がいま如何に‘summary’なるものであったかは、上に見たる Colchester の「埃り足裁判所」における審理が、原告が民事訴訟を提起した其の日の午前8時に始まって午後4時に至るまでの正味1日の間に——一応条件づきながら——兎にも角にも結審を見たる其の経過に照して、明らかに認識せられる所である。

IV

一般に、中世都市にあっては、その都市の慣習法と》Lex Mercatoria《と、此の両者は殆どシノニムの關係に在って、その間に實質的な區別を認め得なかつたことは、上來之を見てきたとおりである。このことは、いま、Colchester また Norwich のごとき ‘royal borough’ ならざる、典型的なる ‘incorporated’ town たるところのロンドンの場合に、とくに良く當筈のように思われる。

既に別稿に於て之を見たる如く²⁴⁾、此の都市では、夙に第13世紀初葉1221年に、王の巡回裁判官 itinerant justice 達は、》pepoudrous《(‘pie-powders’) と稱ばれた、此の市に滞在することなく素通りしつつある所の者達の (transeuntium per villam qui moram non poterunt facere)、金銭債務 (debitum) ・権利侵害 (injurius) [の権利恢復] に関する諸々の提訴 (querelus) は、通常此の市の伝統的な裁判所—Husting が之を取り上げていること、然し乍ら、向後は (de cetero)、いま若しその日 [ハスティング] 裁判所にして開廷せられ居らざるときは (si curia eodem die non sederit)、シティ共同体の最高指導者たる所の・ひとりの市長 (Mayor) 並びにその配下のふたりのシェリフ sheriff 達は、シティの23区 (warda; ward) の各々の指導的役人たるオールダ

24) 前註(21)に於て其の頭書の出典を示せる、本訴訟記録の本文は、いま Gross, ed., *op. cit.*, Vol. I, pp. 122-125 に印行せられて居る。以下、厳密に此の記録の叙述の順序に従って忠実に本文の展開を跡づけることとするが、その場合、是れが該當箇所の典拠を一々 Gross の刊本に即して挙示することは之を省く。

25) 前段、178ページ、参照。

26) Gross に依るところの挿入。Cf. Gross, ed., *ibid.*, Vol. I, p. 125, 1. 6.

マン alderman の二、三の者たちの助力を得て、彼等「埃り足の人びと」の上述のごとき提訴を該の日のうちに(*de die in diem*)聴き、一刻の猶予もなく(*sine dilatione*)ハスティング[裁判所]外において(*extra Hustengum*)速やかなる裁判(*justitia*)を行う可きことが既に約定・協定せられあること、と云う報告を市当局者から受けて居るのである²⁸⁾。

かくて、ロンドンにおいては、爰に第13世紀の初葉に於て、ひとつの新しい裁判所形態—事実上 *de facto* の「埃り足裁判所」が生誕しつつあった訣であるが、然し乍ら、此の1221年の時点に於ては、此処ロンドンに於て、遍歴商人の提起せる訴えについて speedy に審理を終えるところの即決性を以て、其の特徴とする事実上の「埃り足裁判所」は未だその制度的確立を見ざる過渡的段階に在って、夫れは暫くの間は伝統的な Husting 裁判所と並行して存し、Husting 裁判所の休廷日に限って機能したるものと考えられるのである²⁹⁾。

とは言え、上述の如き王の巡回裁判官たちに対するその市当局者に依る所の報告が為された第13世紀初葉以降、茲に漸くロンドンのハスティング裁判所は遍歴商人の提起に係わる訴えを解決することを止めるに到った。そのことは、1272年以降現存する所のハスティング裁判所記録(roll)中に、いま此の種の遍歴商人の提訴に依り生じたる紛争解決に関する如何なる訴訟事件も全く記録せられていないと曰われることに依って、瞭らかなる所である³⁰⁾。夫れらの訴訟事件は、今やロンドン市の Mayor's Court、或いはおなじく Sheriffs' Court に於て、 \gg Lex Mercatoria \ll にもとづいて、起訴せられたのである。すなわち、此処ロンドンの場合は、先きに我々の見た Colchester の場合のごとく、「埃り足裁判所」が「埃り足裁判所」として名実共に—*de facto* にも *de jure* にも独立した法廷として、週市或いは大市の開催期間中に限って開廷せられると云うのではなく、自治都市の司法行政機構(municipal judicature)の一部として存在する、日常的な諸法廷(ordinary town courts)たる Mayor's Court, Sheriffs' Court において、一般都市民の訴訟事件の合間を縫って、或いは遍歴商人の訴えのために特別に開廷せられた夫れらの法廷の開廷期(sessions)に—但し、飽くまで \gg Lex Mercatoria \ll にもとづいて—処理せられたのである。

以下、このことを、我々に残されたる紙面の許す限りにおいて聊か実証してみようと思う。

此処に、Edward I の治世第28年すなわち第13世紀の最終年たる1300年の、バプテスマの聖ヨハネの祝祭日[6月24日]の明けの日の土曜日すなわち6月25日に開かれた、ロンドンのシェリフのひとり John Darmenters の法廷の記録(roll)の摘要(calendar)が存しているが³¹⁾、夫れは、いま次の如きものである。

Robert Hardel は、その支払いを確約する所の一枚の債務誓約書(Recognizance)の作成せられた、被告 [Robert Hardel] 並びに[その保証人] Ernald Barage が原告[下記 Elyas Corbel] 並びに[その保証人] Guy Barlack より[Lincolnshire 州の Boston における]大市たる St. Botolph's Fair³²⁾に於て為せる所の葡萄酒の購入にもとづく 84マルク[即ち56ポンド]の金銭債務

の訴訟に於て、[原告たる] Elyas Corbel に対して訴答すべく[当法廷に]呼び出された。被告 [—Robert Hardel] は、20ポンドと15ポンドとの二つの金額の債務消滅認証書(acquittance), 並びに、彼がその者に対して既に4ポンド10シリングを支払える・原告の使用人(servant)たり且つその代理人(attorney)たる所の Garsyas de Marsolano より被告に宛てたる一通の書簡、を証拠として提出(produce)した。彼[—被告Robert Hardel]は、彼がまた[当市の] Vintry[地区]の[オールグァマンたる所の]シティ共同体書記 John³³⁾の家にて原告[—Elyas Corbel]に対して20½マルク[即ち13ポンド13シリング4ペンス]を支払ったのであるが、此の事に関しては、彼[—被告]はたしか1枚の債務消滅認証書(acquittance)を受け取って居るに相違なく、その事に関しては彼等[被告並びに原告]のあいだで目下一つの訴訟(action)が係争中である旨、答弁(plead)した。彼[—被告Robert Hardel]は、[猶]葡萄酒の計量(gauging)について[その際用いられたる]樽(casks)が正規の大きさのものではなかったと主張して、4½マルク[すなわち3ポンド]酌量せられんことを要求し、且つ彼が是れ[—彼が既に支払った通算56ポンド3シリング4ペンス——原告の主張する金銭債務額は84マルクすなわち56ポンド——]以上何らかの金額を支払うべき所の義務有りや無しやに就いて、[法廷の]判決(judgement)を要請した。[夫れに対して]原告[—Elyas Corbel]は、[先ず]35ポンドの受領は之を認めたが、[前記]Garsyas de Marsolano が彼の代理人(attorney)たることは之を否定した。[かくて][前記]Vintry地区の[小]陪審(a jury)が、以上の諸点に就いて[証言すべく][法廷に]召喚せられた。[葡萄酒の]計量に関しては、当該[小]陪審は、かの債務誓約書(Recognizance)は最終的なものであって、計量についての斟酌は、たとえ何らかの斟酌が為されるにしても、事前に為されて居なければならぬ旨、答弁した。此の件に関しては、訴訟当事者たち(the parties)[—原告並びに被告]は、彼等自身を、諸々の葡萄酒商人・都市民・異邦人、すなわち、Reginald le Barber, William de Beverley, Matthew de Wodeham, Richard Hardel, Henry de St. Osith, Alan de Suffolk, William Trent, Gerard Orgoyl, Reymund Margyz, George de Acre, Vitalus Marent, Bartholomew de Rivers らの仲裁手続(arbitration)に委ねる事となったが、彼等仲裁人たちは、今日まで遵奉せられ来たところの≧Lex Mercatoria≦に従って、当該計量は被告人に対して斟酌せらるべきである、との仲裁判断(award)を示した。[かくて]不足していた59 sester[—59 quarter³⁴⁾]の計量分に関しては、4½マルク[すなわち3ポンド]が酌量せらるべしと云う判決(judgement)が[当法廷に依って]下されたのである。[而して]その後、使徒ペテロとパウロの祝祭日の前宵祭(vigil)が行われる火曜日に開廷せられた所の[シェリフの]John Darmentersの法廷に於て、原告は20½マルク[即ち13ポンド13シリング4ペンス]の債務消滅認証書(acquittance)を[被告人に]交付すべき旨、判決(adjudge)せられた。その間一方に於て、[前記]Reginald le Barber その他の陪審団(a jury)は、前述したGarsyas de Marsolano は[正しく]原告[—Elyas Corbel]の代理人(assignee)であると云うこと、並びに、たとえ彼等[陪審員 juror たち]は当時彼[—Garsyas]が捺印金銭債務証書(bond)を提出したか否かに就いては之を

知る所がなかったにもせよ、彼[Garsysa]が[被告の返済済みを主張する所の]4ポンド10シリングに関する債務消滅証明書(acquittance)を[被告に]交付したと云うこと、の評決(verdict)を行ったのである。かくして、爰に最終的に、此のロンドンのシェリフのひとり John Darmenters の裁判所は、被告は金銭債務を免除せらるべく又原告は虚偽の主張(a false claim)に関して容赦せらるる(be in mercy)べし、と云う判決(judgement)を下すに到ったのであった。

以上の、第13世紀の最終年—Edward I 治世の第28年たる 1300年6月25—8日いまロンドンの一つの裁判所—シェリフ裁判所に於て行われた一つの民事訴訟の記録の摘要を通覧して我々に依って先ず以て注目せられるのは、抑々此の金銭債務に関する訴訟事件の発端となった所の事実は、此処ロンドンに於て発生を見たものではなくして、Lincolnshire の—海港都市—同州東海岸の Wash 湾に流入する Witham 河口に近い Boston に於て、此の港町の・毎年1回6月24日のバプテスマの聖ヨハネの祝祭日から8日間開催せられる大市(fair)に於て行われた所の、恐らく大陸フランス・Gascogne 産の葡萄酒³⁵⁾の販売・購買なる事実——是れであったと云うことである。すなわち、此の訴訟当事者たちは孰れも元来遍歴商人——長距離商業の本来的主体たる——であって、Bostonの6月24日から8日間のフェア開催期間中開延される所のその「埃り足裁判所」ではなく、偶々彼等が通過しつつあるところの此処ロンドンの普通裁判所の一つたるシェリフ裁判所に、彼等のあいだにおける紛争——Robert Hardel の Elyas Corbel より購入せる所の葡萄酒の代金84マルク[すなわち56ポンド]の金銭債務を纏る紛争の解決を持ち込んだのであった。而して、重要なことは、その場合、その限りに於て一時的に事實上「埃り足裁判所」として機能せる此処ロンドンのシェリフ裁判所の、彼等遍歴商人間の紛争に対するその最終的判断に至大の関連を有せる所の、葡萄酒商品の計量の問題に関する、ロンドン市民のほかいまワイン輸出入商人・異邦人を交えての仲裁手続(arbitration)が、まさに、「今日まで[慣習法として]遵奉せられ来たところの」 \gg Lex Mercatoria \ll に準拠して行われた、と云う此の一点であって、このことは我々に依って飽くまでも銘記せられなければならないところの事実である。

さらに降って、我々はまた、第14世紀後葉、Richard II の治世第6年、1383年2月10日に、時のロンドン市長(Mayor) John Norhampton および オールダマンたちを前にして、当市の Guildhall の Chamber に於て、「当市の慣習法と \gg Lex Mercatoria \ll とに従って」開延せられた所の Mayor's Court における訴訟記録(pleas)の摘要を有している³⁶⁾が、更には又、Richard II の治世第12年、1388年11月27日金曜日に、市長 Nicholas Twyford のほかシェリフたち、オールダマンたちを前にして、当市の Guildhall の Chamber に於て、「当市の慣習法に従って」開かれた所の Mayor's Court における訴訟記録の摘要を有っている³⁷⁾。そして、此の後者の訴訟記録は、其の第7葉(Membrane 7)の裏面に1388年11月27日の訴訟(plea)について記録して居るばかりでなく、その後の訴訟についても是れを記録して居るのであるが、其の第11葉には、——其処に、Richard II の治世第13年、1389年7月6日に、Gascogne の商人 John Costace

[Jean Costace]がロンドン商人 John Mokkyng の徒弟 (apprentice) にして同時にその代理人 (attorney) たる所の John Forteneye を相手取り, 1 樽(cask) 当り 110 シリング 7 ペンス[—5 ポンド 10 シリング 7 ペンス]の計算で Gascogne 産の葡萄酒 10 樽分に相当する所の金額 57 ポンド 18 シリング 4 ペンス[—原文のまま, 55 ポンド 5 シリング 10 ペンスの誤り?]を請求した訴訟について, 記録して居るのである³⁸⁾。抑々此の葡萄酒は, 是れより先き 1388 年 11 月 9 日に, かの五港(Cinque Ports)のひとつ—Kent 州の Sandwich に於て被告[—John Forteneye]が購入せる所のものであって, その金額は, 夙に葡萄酒がいま陸揚げせられた直後に[Sandwichの]St. Martin Vintry 教会の教区内に在る・以前 Henry Picard なる者の所有に係る 埠頭に於て支払われて居なければならなかった所のものなのであるが, 然しながら, 葡萄酒が, 合意(agreement)に従って, 陸揚げされ, 計量され, 樽詰めされたるにも拘らず, 被告[—John Forteneye]は, 是れが引渡し(delivery)を受け入れること, 或いは金銭を支払うこと, を拒否したのであった。仍て, 彼[—原告たる Jean Costace]は, 茲に, 「当市の慣習法並びに≧Lex Mercatoria≦に従って」, 訴訟に依る所の権利回復の救済方法(remedy)を当法廷に請求する者である, と云う次第である。之に対して, 被告[—John Forteneye]は, 前記の同意が事前にあった事その事は之を承認した, 然し乍ら, 彼は, 原告[—Jean Costace]が同意せられた如くには葡萄酒樽を引渡す準備を整えて居なかったと言明して, 此の点に関して彼は[小]陪審の評決(verdict)を求めた。そこで, 「慣習法に従って」半数は Gascogne 地方人であるべき所の[小]陪審を召集すべき旨の判決が[Mayor's Courtに依って]下された。7 月 16 日[小]陪審は被告の動産[—葡萄酒]の差押え(distress)を果して法廷に現われたが, そのとき, 訴訟当事者たち[—原告並びに被告]は, [陪審員のひとりの]Robert Herryに依って選ばれた・葡萄酒商人組合(the mystery of Vintners)の 4 人の MEMBER の者すなわち William Sharpyng, Richard Patesle, Richard Lyttlyngton, Thomas Say の・宣誓をなしたる 4 人の者の仲裁手続(arbitration)に委ねることに同意するに到った。かくて, [小]陪審は爰に任務を解かれ解散することとなった。時に, [仲裁人の一人の]前記 William Sharpyng が商用で市を離れねばならなくなったので, 急遽, 7 月 17 日, 仲裁人たちは St. John Zakary 教会に隣接する市長宅に赴き, 原告[—Jean Costace]に有利なところの彼等の仲裁判断(award)を公表した。市長は此の仲裁判断を次の[定例の]月曜日の Mayor's Court においてオールグァマンたちを前に高らかに唱え, 且つ法廷記録に之を留めしめた。而して, 被告[—John Forteneye]は, 彼の支払うべき金額を支払い終えるまで投獄せられ, その支払いの完了を俟って葡萄酒は彼に引渡されることとなった³⁹⁾。

ところが, その後, 上記の[被告]John Forteneye は, [獄中より]彼の主人の John Mokkyng を相手取って, 次の如き事を申立てた訴状(bill)を裁判所に提出した, —即ち, John Mokkyng は, 彼[—John Forteneye]を葡萄酒購入のために 13 シリング 4 ペンスを持って Sandwich に赴かしめたること, 彼はその事を果し, Robert Grey なる者を介してその旨を彼の主人[—John Mokkyng]に申し送れること, 主人は当該売買契約(bargain)[の締結]に満足し, 葡萄酒

の一部分を John Doget に譲渡(assign)したること、その後原告[—John Forteneye]がロンドンに帰来したるときも、主人は再度彼が〔前記の売買契約に〕満足して居ることを〔原告 John Forteneye に対して〕申し述べたこと、然るに、当該葡萄酒がロンドンに到着せる際、その引渡し(delivery)は、夫れがシェリフたちに依って拘束(arrest)せられたため暫時遅延せしめられたること、このことがあってのち主人[—John Mokkyng]は夫れが受領(acceptance)を茲に拒否するに到ったこと、以上である。即ち、当該売買契約は本来彼自身の利益のためではなく、彼の主人の利益のために締結せられたものであると云うことを理由に、彼[—John Forteneye]は、茲に、救済方法(remedy)を〔Mayor's Courtに〕申し出たのであった。

此の基礎事実(matter)は、 \gg Lex Mercatoria \ll に従って徹底的に尋問=究明(examine)せられた結果、法廷には、当該徒弟[—John Forteneye]は偏えに彼の主人の用に応えんがため彼の主人の利益のために当該葡萄酒の購入を為したるものであって、此の場合には彼の主人こそが彼を無傷で助けるべき義務があるものの如く思われた。それゆえ、John Mokkyng は Jean Costace に対して〔後者の要求する通り〕57ポンド18シリング4ペンスを支払うこと、並びに、当該徒弟[—John Forteneye]は獄舎より釈放せられるべきこと、が〔法廷に依って〕考慮せられたのである。而して、当該主人[—John Mokkyng]は、その〔57ポンド18シリング4ペンスの〕金額を支払う用意が無かったので、投獄せられた。結局、その後51シリング8ペンス〔即ち2ポンド11シリング8ペンス〕と云う金額が計量その他の費用として差引かれることとなり、翌1390年3月2日に至って、被告[—John Mokkyng]はその残額[—57ポンド18シリング4ペンスより先きの2ポンド11シリング8ペンスを控除せる残りの55ポンド6シリング8ペンス]を支払って〔牢獄より解放せられ〕、茲に一件落着たしのである。

以上の、第14世紀後葉 Richard II の治世第13年—1389年7月6日に始まる、Gasconne の葡萄酒商人 Jean Costace とロンドン商人 John Mokkyng との間における葡萄酒10樽分の代金57ポンド18シリング4ペンスの金銭債務に関する民事訴訟の舞台となった所のもは、見らるる如く、是れより先きの Richard II の治世第6年—1383年2月10日の民事訴訟に於ける夫れと共に、前者はロンドン市長 Nicholas Twyford、後者はロンドン市長 John Norhampton の夫々主宰の下に開かれた、いずれもロンドンの Mayor's Court であったのであるが、斯かるロンドンの Mayor's Court が、先きに我々の具さに之を見た、第13世紀の最終年—Edward I 治世の第28年たる1300年6月25日に、ロンドン市長の補佐役たる二人のシェリフのうちの一人 John Darmen- ters の主宰の下に開かれたところの Sheriff's Court と同様に、此の市を通過しつつある遍歴商人の提訴に係わる訴訟事件を処理するところの、事実上の「埃り足裁判所」であったことは、もはや疑いを容れない所である。即ち、斯かる遍歴商人の提訴に係わる訴訟事件は、先きに我々の見た、Colchester のベイリフの主宰の下に開かれた「埃り足裁判所」、また Norwich の小修道院長の執事 (senescallus ; steward) の主宰の下に開かれた「埃り足裁判所」とその実体に於て何ら異なる所なきもの——斯かる訴訟事件を処理する限りに於ては事実上「埃り足裁判所」とし

て機能せる・‘incorporated town’としてのロンドンの司法行政機構の一部をなすところのもの、たる所のMayor’s CourtまたSheriffs’ Courtに於て、いま必要とあらば提訴せられた其の日の中に処理—即決(speedy justice)せられたのであって、その際その審理(trial)のまさしく基準となれるものこそは、我々の見たる如く一貫して、古来の此の市の慣習法であり、≧Lex Mercatoria≦であったのである。

而して、いまロンドンのごとき大都市を日々通過しつつある所の遍歴商人は、当時、一般にイングランドに於ては、しばしば≧extraneus≦なる名辞を以て称ばれたのであるが、夫れは必ずしも常に異邦人(alien)を意味せず、兎も角も‘incorporated’ townたる中世都市の都市民以外のすべての異郷人—余所者(stranger)をこそ意味したのであって、おしなべて彼等は、週市(market)を舞台に展開せられる短距離商業(short-distance trade)の局地的市場圏を超えたる、‘inter-local’な長距離商業(long-distance trade)の主体たるところの専門的商人—卸売商人=大商人であり、彼等にこそいま≧Lex Mercatoria≦は適用せられて、一般都市民の起せる訴訟は「埃り足裁判所」乃至実質的な「埃り足裁判所」の審理の対象外とせられたこと、このことが銘記せられなければならない。

27) 前掲拙稿「中世市場についての一考察」71ページ、参照。

28) Bateson, ed., *op. cit.*, Vol. II, p. 183. Cf. A. H. Thomas, ed., *Calendar of Early Mayor's Court Rolls, preserved among the Archives of the Corporation of the City of London at the Guildhall, A. D. 1298-1307* (Cambridge, 1924), p. xvi.

29) 此の点に関して、前稿「中世市場についての一考察」において筆者が此の史料から『……「埃り足の」行商人の間に生じたる紛争の解決は、もはや[ロンドン]市の伝統的なハスティング裁判所は是れに関与せず、今や新たに確立を見た市場裁判所—「埃り足裁判所」が専ら是れを取り扱い……云々』(前掲拙稿、71ページ)なる解釈を直ちに引き出したのは、明らかに「勇み足」であった。仍て、之をいま本文の如くに訂正する。此の点を筆者への私信に於て注意=批判せられた、北海道大学東出功教授に深甚なる謝意を表明する。

30) Thomas, ed., *op. cit.*, p. xvi.

31) Thomas, ed., *ibid.*, pp. 101-102.

32) 此のフェアについて、詳しくは前掲拙稿、74-75ページ、参照。

33) Cf. Gwyn A. Williams, *Medieval London: From Commune to Capital* (London, 1963), p. 104; William Page, *London: Its Origin and Early Development* (London, 1923), p. 137.

34) 拙著『イングランド封建制の形成』(新版、御茶の水書房、1977年)、217ページ、註(42)、また353ページ、註(27)、参照。

35) 前掲拙著『イングランド中世都市の展開』、258-259ページ、参照。

36) A. H. Thomas, ed., *Calendar of Select Pleas and Memoranda of the City of London, preserved among the Archives of the Corporation of the City of London at the Guildhall, A. D. 1381-1412* (Cambridge, 1932), pp. 31-35.

37) Thomas, ed., *ibid.*, pp. 156-169.

38) *Ibid.*, 162-163.

39) 此処までが手書本の第11葉，以下は第11葉の裏面——その印刷せられたる摘要(calendar)としては，Thomas, ed., *op. cit.*, p. 163.

後記 本稿に引用せる，‘Selden Society’の刊行物(The Publication)中其の第23巻，並びに‘Rolls Series’の第55巻は，共に慶応義塾大学図書館の所蔵本に属し，是れが閲覧に当っては，同大学文学部助手吉武憲司氏の並々ならぬ御配慮に與った。茲に記して深く謝意を表する。